

資格の学校 **TAC** 平成 25 年度 東京都 I 類 B [行政/一般方式] 採用試験

専門記述 財政学 【解答例】

問題

租税負担の配分原則である利益説及び能力説について説明せよ。

解答のポイント

- ・ 講評：今年度は「利益説と能力説」に関する出題であった。東京都 I 類 B の過去問では類題として、2009 年度に「スミスとワグナーの租税原則」からの出題はあるが、実質的には 1990 年度以降、初の出題である。ただし、特別区 I 類では、2004、1994 年度に「利益説と能力説」のテーマから出題されている。
- ・ 論点：① 利益説と能力説の特徴である「受益者負担の原則」と「所得再分配機能」について論じたいうえで、② 消費者主権の原則の観点から、両者の違いをそれぞれ言及すればよい。

解答例

利益説とは、各経済主体は政府からのサービスを享受することから、租税は便益の対価として付加されるべきであるとする、「受益者負担の原則」の立場をとる説である。この説はアダム・スミスにはじまり、リンダールにより発展・精緻化された。利益説の代表的な考え方である「リンダール均衡」について説明すると、公共財の生産にかかる費用の一定の分担率を求め、このもとでの公共財の需要を各個人に表明させ、全ての人々の需要量が一致するように調整を繰り返す仕組みを考えれば、各個人の公共財から享受する便益に応じた費用負担が達成できるというものである。

しかし、現実には、公共財に対する各人の選好は示されにくく、利益説的な課税が行われる可能性は小さい。ただし、公共財から得られる便益が比較的明確な場合（地方税、特定財源など）は、利益説の考え方を適用し、目的税を課すことが適切な場合もある。

能力説とは、税負担は各経済主体にとって犠牲となるのであるから、課せられる経済主体の負担能力あるいは、支払能力に応じて賦課されるべきであるという、所得再分配機能、つまり、垂直的平等を重視した立場をとる説である。この説は、ミルやエッジワース、ワグナーらに代表される考えである。能力説の基本的想定は、公共支出の決定に際し、市場において価格が決められた段階で消費者は自由に需要量を変更できるという、消費者主権の原則は成立せず、負担と便益の関係を断ち、公共支出は消費者の評価とは別個の観点からの評価にもとづいて決定されるべきであるというものである。

(647 字)

専門記述対策レジュメ（経済系）P. 126 問題 42 で出題されている特別区 I 類の過去問と同一の問題である。
こちらをしっかりと学習していれば，解けたはずである。